0 会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令(平成元年二月三日大蔵省令第十号)

(上域会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準) (上域会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準のうち同項第一部、	(上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽視基準) (上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽視基準) (上場会社等の機関決定に係るものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ当該各号に定めることとする。 一 法第百六十六条第二項第一号イに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。 在 発行価額として優先出資に規定する優先出資に関する法律(ること。ただし、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(ること。ただし、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(ること。ただし、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(で優先出資者」という。)に規率成五年法律第四十四号。以下「優先出資」という。)をその券面額を発行価額として優先出資者(口において「優先出資者」という。)に対しての有する優先出資の数に応じて発行する場合を除く。
現	改正案

合が〇・一未満であること。出資者の有する優先出資一口に対し発行する優先出資の数の割

あっては一口。)に対し発行する株式の数の割合が一・一未満でを含む。この号において同じ。)の分割により一株(優先出資に上 法第百六十六条第二項第一号へに掲げる事項 株式(優先出資

配の額で除して得た数値が○・八を超え、かつ、一・二未満であしくは一口当たりの剰余金の配当の額又は一株当たりの金銭の分業年度中の金銭の分配の額をそれぞれ直近の一株当たりの利益若業年度中の金銭の分配の額をそれぞれ直近の一株当たりの利益若当だらは一口当たりの剰余金の配当の額又は一株当たりの商法 法第百六十六条第二項第一号トに掲げる事項 一株当たりの利

会社にあって、次に掲げるもののいずれかに該当すること。 法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。)となる四 法第百六十六条第二項第一号チに掲げる事項 完全親会社(商

イ・ロ (略)

のいずれかに該当すること。
五 法第百六十六条第二項第一号又に掲げる事項 次に掲げるもの

イ・ロ (略)

のいずれかに該当すること。
六 法第百六十六条第二項第一号ルに掲げる事項 次に掲げるもの

イ・ロ (略)

し発行する株式の数の割合が〇・一未満であること。 式一株 (優先出資にあっては一口。次号において同じ。) に対

り一株に対し発行する株式の数の割合が一・一未満であること。二 法第百六十六条第二項第一号二に掲げる事項 株式の分割によ

三 法第百六十六条第二項第一号亦に掲げる事項 一株当たりの利金 ること。

会社にあって、次に掲げるもののいずれかに該当すること。 法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。)となる四 法第百六十六条第二項第一号へに掲げる事項 完全親会社(商

イ・ロ (略)

のいずれかに該当すること。 五 法第百六十六条第二項第一号チに掲げる事項 次に掲げるもの

イ・ロ (略)

のいずれかに該当すること。
六 法第百六十六条第二項第一号リに掲げる事項 次に掲げるもの

イ・ロ (略)

のいずれかに該当すること。 法第百六十六条第二項第一号ヲに掲げる事項 次に掲げるもの

イ ハ

八 法第百六十六条第二項第一号力に掲げる事項 新製品の販売又 法第百六十六条第二項第一号力に掲げる事項 新製品の販売又 法第百六十六条第二項第一号力に掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業年度の常加額が最近事業年度開始の日 する額の合計額が最近事業年度の常加額が最近事業年度開始の日 演産をいう。以下同じ。)の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新 資産をいう。以下同じ。)の帳簿価額の百分の十に相当する額未 資産をいう。以下同じ。)の帳簿価額の百分の十に相当する額未 資産をいう。以下同じ。)の帳簿価額の百分の十に相当する額未 資産をいう。以下同じ。)の帳簿価額の百分の十に相当する額未 資産をいう。以下同じ。)の帳簿価額の百分の十に相当する額未 資産をいう。以下同じ。)の帳簿価額の百分の十に相当する額未 資産をいう。以下同じ。)の帳簿価額の百分の十に相当する額未 資産をいう。以下同じ。)の帳簿価額の百分の十に相当する額未 資産をいう。以下同じ。)の帳簿価額の百分の十に相当する額未 資産をいう。以下同じませている。

九~十三 (略)

(公開買付けに準ずる行為の対象となる有価証券)

のいずれかに該当すること。
七 法第百六十六条第二項第一号ヌに掲げる事項 次に掲げるもの

1 ハ

八 法第百六十六条第二項第一号ヲに掲げる事項 新製品の販売又八 法第百六十六条第二項第一号ヲに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業年度においていずれも当該新製品の販売又は新技術を利用する事業年度においていずれも当該新製品する額の合計額が最近事業年度の末日における固定資産(法人税する額の合計額が最近事業年度の常出額が最近事業年度開始の日法の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日、法第百六十六条第二項第一号ヲに掲げる事項 新製品の販売又八 法第百六十六条第二項第一号ヲに掲げる事項 新製品の販売又

九~十三 (略)

(公開買付けに準ずる行為の対象となる有価証券)